

蘭越町原子力災害 退避等措置計画

平成31年3月
蘭越町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の位置づけ	1
第2節 計画の性格	1
第2章 退避等措置の基本的事項	2
第1節 避難等の目的及び基本的な考え方	2
第2節 緊急事態における防護措置等	5
第3節 防護措置決定の流れ	8
第4節 防護対策区域の状況	8
第5節 防護措置の事前準備	1 1
第3章 緊急事態における配備体制	1 2
第1節 事故発生通報の流れ	1 2
第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容	1 3
第4章 広報及び指示伝達	1 5
第1節 伝達手段	1 5
第2節 伝達経路	1 5
第3節 伝達内容	1 6
第5章 屋内退避	1 7
第1節 屋内退避の指示基準	1 7
第2節 屋内退避の指示等	1 7
第6章 避難等	1 9
第1節 避難等の指示基準	1 9
第2節 避難先等	1 9
第3節 要配慮者等への対応	2 8
第4節 一時滞在者への対応	2 8
第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避	2 8
第7章 安定ヨウ素剤の服用	3 0
第8章 飲食物の摂取制限	3 0
第9章 救急医療体制	3 0

第1章 総 則

第1節 計画の位置づけ

この計画は、「蘭越町地域防災計画（原子力防災計画編）」第2章第3節（避難収容活動体制の整備）に定める「退避等措置計画」であって、住民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

原子力災害時における退避等措置については、「蘭越町地域防災計画（原子力防災計画編）」第2章第3節（避難収容活動体制の整備）及び第3章第5節（防護対策）に定めるもののほか、この「退避等措置計画」によるものとする。

なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、蘭越町地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第2節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、住民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応の方が効率的かつ実効的であることから、これら原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携することに留意する。

※参考情報：原子力災害の特殊性（「原子力災害対策指針」より抜粋）

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

第2章 退避等措置の基本的事項

第1節 避難等の目的及び基本的な考え方

1 避難等の目的

原子力災害の発生に際し、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合、その被ばくから保護又は、それを低減するために必要に応じ、避難等の防護対策を講ずるものとする。

2 防護措置等の基本的な考え方

原子力災害に伴う被ばくの形態には、外部被ばくと内部被ばくがあり、外部被ばくに関しては、線源から、できるだけ距離を隔て、放射線の遮へい、放射線を浴びる時間を短くすることを原則とし、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることを基本として、必要な防護対策を講ずるものとする。

参照：「緊急事態区分とEALについて」

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分とEAL」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添 1

緊急事態区分とEALについて

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地道府県 ^{※1} において、大津波警報が発令 ^{※2} された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ^{※3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	緊急事態 原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不動作。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態 原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/h が10分以上継続。 ^{※5}	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。
ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。

また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甕島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。

- ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合
- ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
- ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
- ・原子炉水位有効燃料長上端未満
- ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

※当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添2

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン 元素の7つの核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第2節 緊急事態における防護措置等

(1) 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区 分				一般住民	施設敷地 緊急事態 (要配慮者)	観光客等の 一時滞在者	備 考
緊 急 事 態 区 分	情 報 収 集 事 態	(第1非常配備)		—	—	—	—
	警 戒 事 態	(第2非常配備)	EAL(AL)	—	・道は、PAZ内の関係町村に対し、避難準備を要請及び避難先となる市町村へ受入準備要請 ・PAZ内の関係町村は、避難準備開始及び避難先となる旅館又はホテル等へ受入準備依頼	—	・要配慮者の避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。
	施設敷地緊急事態	(第3非常配備)	EAL(SE)	・道は、PAZ内の関係町村に対し、避難準備要請及び避難先となる市町村へ受入要請 ・PAZ内の関係町村は、避難準備開始 ・道は、UPZ内の関係町村に対し、屋内退避準備要請 ・UPZ内の関係町村は、屋内退避準備開始	・道は、PAZ内の関係町村に対し、避難開始要請及び避難先となる市町村へ受入要請 ・PAZ内の関係町村は、避難開始指示及び避難先となる旅館又はホテル等へ受入要請	・UPZ内に生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかにUPZ外へ移動するように呼びかけ。(多言語)	・避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。

区 分				一般住民	施設敷地 緊急事態 (要配慮者)	観光客等の 一時滞在者	備 考
緊急事態区分	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発出時)	(第3非常配備)	EAL (GE)	・道は、PAZ内の関係町村に対し、住民の避難及び安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示を連絡 ・道は、UPZ内の関係町村に対し、住民の屋内退避の指示連絡及び緊急時モニタリング結果に応じたOILに基づく防護措置の準備等を要請 ・道は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国からUPZ内において予防的に避難するよう指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、住民の避難の指示を連絡 ・緊急時モニタリング結果等に基づき、国からUPZ内における安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示があった場合には、UPZ内の該当町村に対し、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を連絡			・町は、事態の規模、時間的推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等が必要な緊急応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には道と連携し、国に要請するものとする。 また、町長が独自で避難等を判断した場合は、道に避難等の応諾を求めるものとする。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等

放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区 分		基準の概要	基準の目的	防護措置等の概要
緊急防護措置	O I L 1	【500 μ Sv/h を超える】 ・住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	・地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため	・数時間内を目処に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） ・安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示
	O I L 4	【β線：40,000cpm 以上】 ・除染を講じるための基準	・不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため	・避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は、迅速に除染
早期防護措置	O I L 2	【20 μ Sv/h 以上】 ・地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	・地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため	・1日内を目処に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施 ・安定ヨウ素剤の配布並びに服用の指示
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	【0.5 μ Sv/h 以上】 ・飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	・O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備をするため	・数日内を目処に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	・飲食物の摂取を制限する際の基準	・経口摂取による被ばく影響を防止するため	・1週間内を目処に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

※O I L (Operational Intervention Level)：運用上の介入レベル

第3節 防護措置決定の流れ

住民等への防護措置については、指針で定めたEAL及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、町長が決定する。

なお、町長は、国から避難の指示案を示された場合は、当該指示案に対して速やかに意見を述べることとする。

防護対策区域については、表1-1を基本として決定するものとし、国又は道から、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告や指示の連絡等があったときは、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

また、具体的な退避等の方法については、道と調整の上、原子力災害又は自然災害も含めた複合災害の状況を勘案して決定するものとする。特に冬期間において退避等を決定する際には、広域分散型で少子高齢化が進む集落の現状を踏まえ、次の点に配慮するものとする。

- ・退避所、避難所及びバス集合場所への集合を円滑に実施するために必要な除雪
- ・退避所又は避難所の暖房

第4節 防護対策区域の状況

泊発電所の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、図1-1、表1-1で示すとおりである。(本町は、全域がUPZに該当)

図1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況

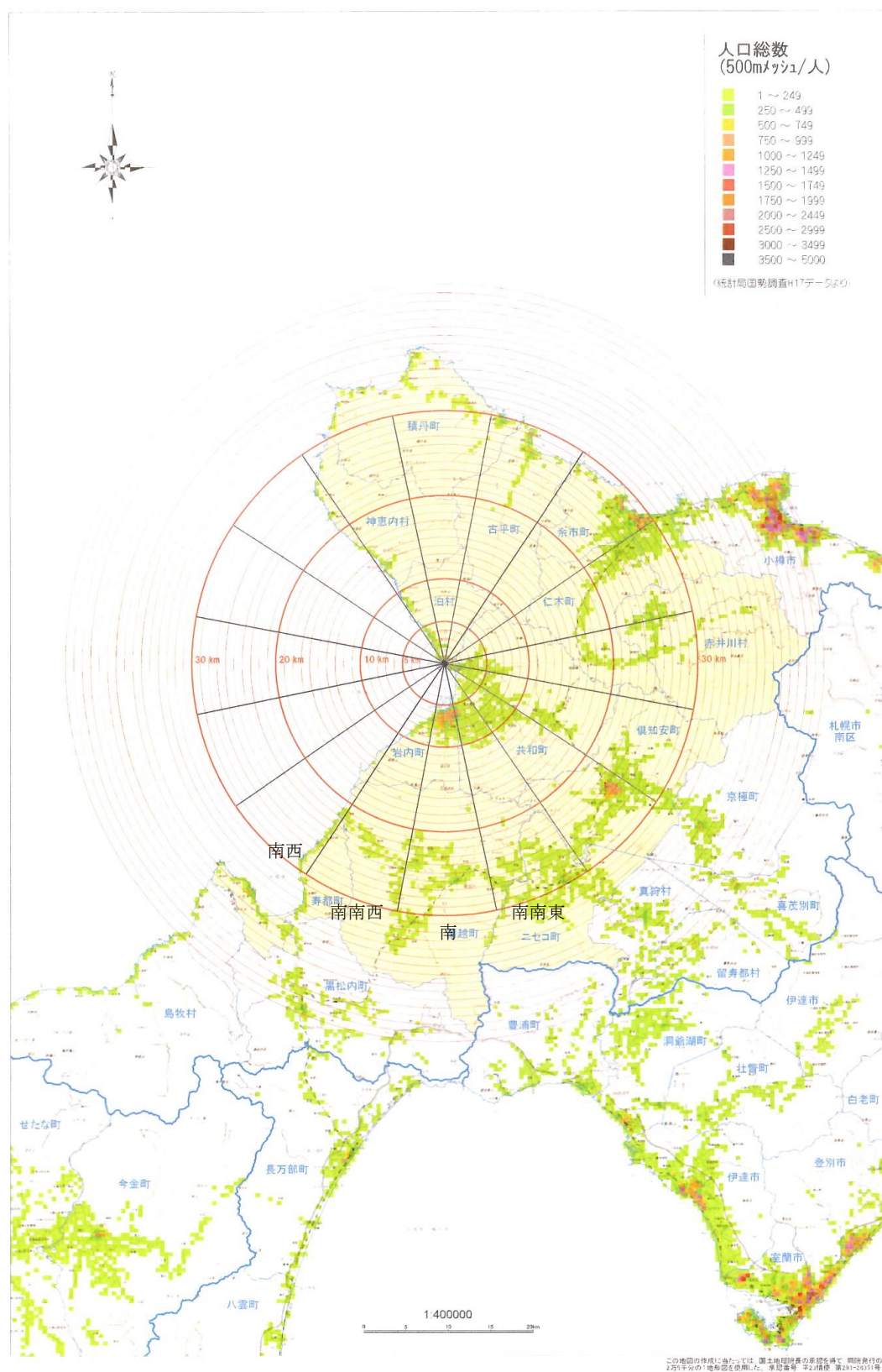


表 1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況(泊発電所からの方位別、距離別集落表)

表 1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況(泊発電所からの方位別、距離別集落表)

平成31年1月31日現在

距離 (km)	南西			南南西			南			南南東			合計		
	業務区	人口	世帯数	業務区	人口	世帯数	業務区	人口	世帯数	業務区	人口	世帯数	業務区	人口	世帯数
18															
21	港1	37	20				新見	0	0	上里1	48	26	日の出ヶ	17	12
22	港4	31	18												
23				港3	37	21									
				港5	56	31									
				港5	13	7									
				南成3	32	12									
				南成1	21	10									
24				南成1	21	10									
				共栄	44	18									
26				名駒上	19	9									
27				清水	40	18									
28															
29															
30															
30超															
合計	68	38		262	126		178	83		1,565	788		531	294	

※行ごとの人口合計…距離が異なる行政区については、泊原子力発電所から近い距離で算出。

第5節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、屋内退避施設等を定め、あらかじめ、職員の中から屋内退避施設責任者（バス集合場所責任者を兼ねる。）及び屋内退避誘導責任者（バス集合場所誘導責任者を兼ねる。）を指定するとともに、要配慮者等を把握しておくものとする。

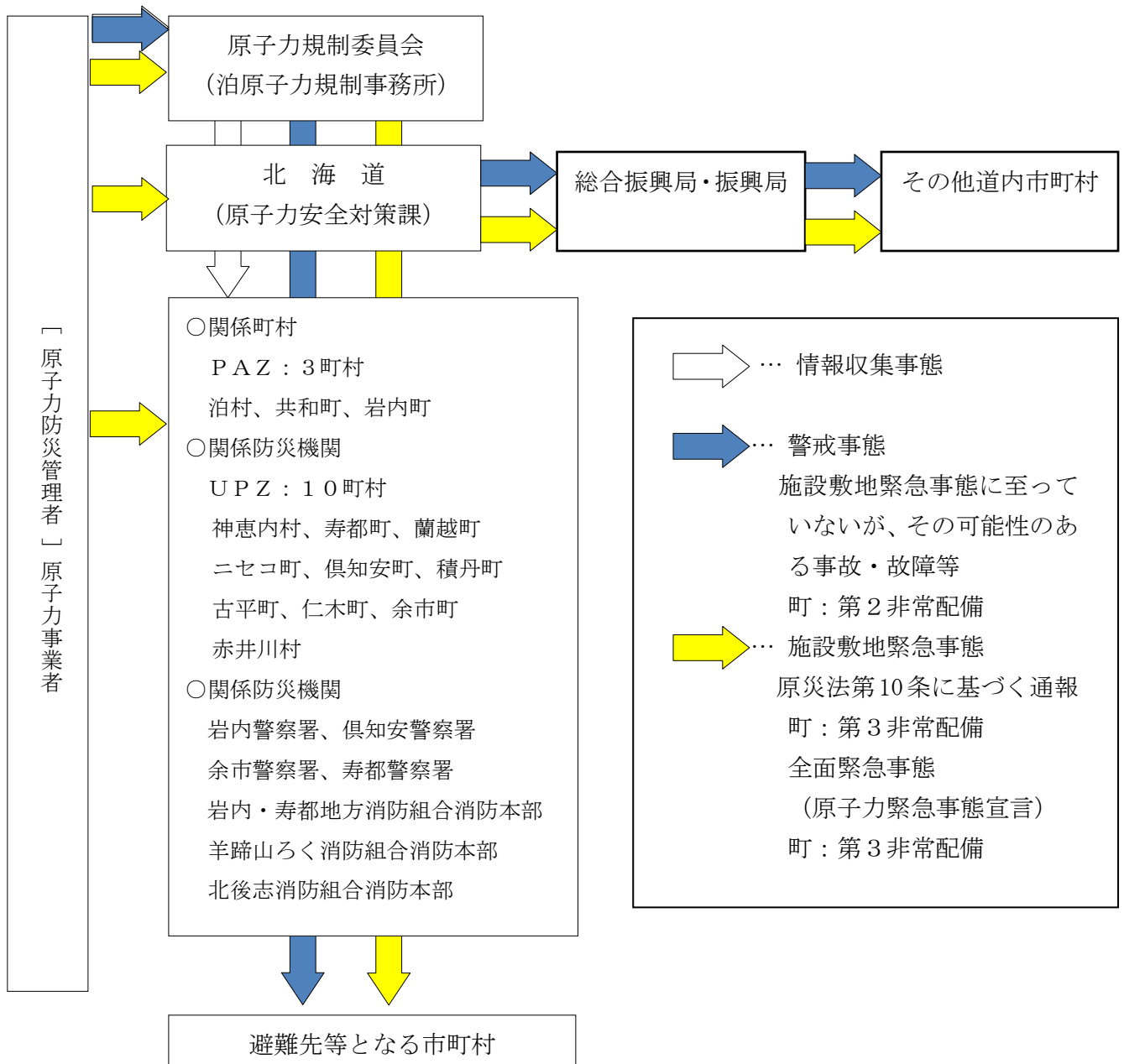
なお、避難（数時間内を目途に区域を特定し避難を実施）及び一時移転（1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に避難を実施）（以下、「避難等」という。）はバス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車等による避難予定者を事前に把握し、バス集合場所、屋内退避施設、避難先市町村の一時滞在場所及び避難所（旅館又はホテル等）を定めるとともに、原子力災害発生時の状況に応じて、職員の中から一時滞在場所責任者及び避難所責任者を指定しておくものとする。

なお、避難退域時検査及び簡易除染に関しては、北海道原子力災害医療活動実施要領に基づき、実施するものとする。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（警戒事態発生以降）における通報連絡体制は、次のとおりとしている。



第2節 各区分における緊急事態応急対策の内容

事態 区分	体制 区分	本部 設置	緊急事態応急対策の内容
情報 収集 事態	第1 非常 配備 体制	(初動 体制)	[国及び道等との連携] - 国（原子力規制委員会及び原子力規制庁泊原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] - 国等からの情報の受理 - 町関係の指定地方公共機関へ情報収集事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） [住民等対応] - 住民等からの問い合わせ対応
警戒 事態 EAL (AL)	第2 非常 配備	災害 警戒 本部 の 設置	[国及び道等との連携] 国、道及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] - 国等からの情報の受理 - 町関係の指定地方公共機関へ警戒事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） [事故関連情報の収集] - 事故情報の収集管理 - モニタリング情報、気象情報 - 北海道電力株式会社からの情報収集 [住民広報] - 事故等情報に係る広報 - 住民等からの問い合わせ対応

事態 区分	体制 区分	本部 設置	緊急事態応急対策の内容
施設敷地緊急事態 EAL (SE)	第3非常配備	災害対策本部の設置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 [情報受理・連絡] ・国等からの情報の受理 ・町関係の指定地方公共機関へ警戒事態の連絡（道と重複連絡にならないように要調整） ・現地事故対策連絡会議への参画 ・国への専門家の派遣要請 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 【緊急時モニタリング】 ・緊急時モニタリングへの町担当職員の派遣準備 【防護措置】 ・屋内退避の準備（屋内退避措置の開設準備） ・安定ヨウ素剤の配布準備
全面緊急事態 EAL (GE)	第3非常配備	災害対策本部の設置	[国及び道等との連携] ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国、道への必要な協力の要請等 [事故関連情報の収集] ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 [住民広報] ・事故等情報に係る広報 ・住民等相談窓口の運営 ・報道機関との相互協力 [緊急時モニタリング] ・町担当職員による緊急時モニタリングの実施に従事（空間線量率の測定及び報告） [防護措置] ・屋内退避の実施（屋内退避施設の開設、住民等の受入） ・安定ヨウ素剤の配布及び服用の判断 ・原子力被災者生活支援チームとの連携

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

住民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ、ラジオ等の報道機関の緊急放送
- (2) 蘭越町行政通信システムによる放送
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 携帯電話等へのメール配信（緊急速報エリアメール）
- (5) インターネットを活用した広報

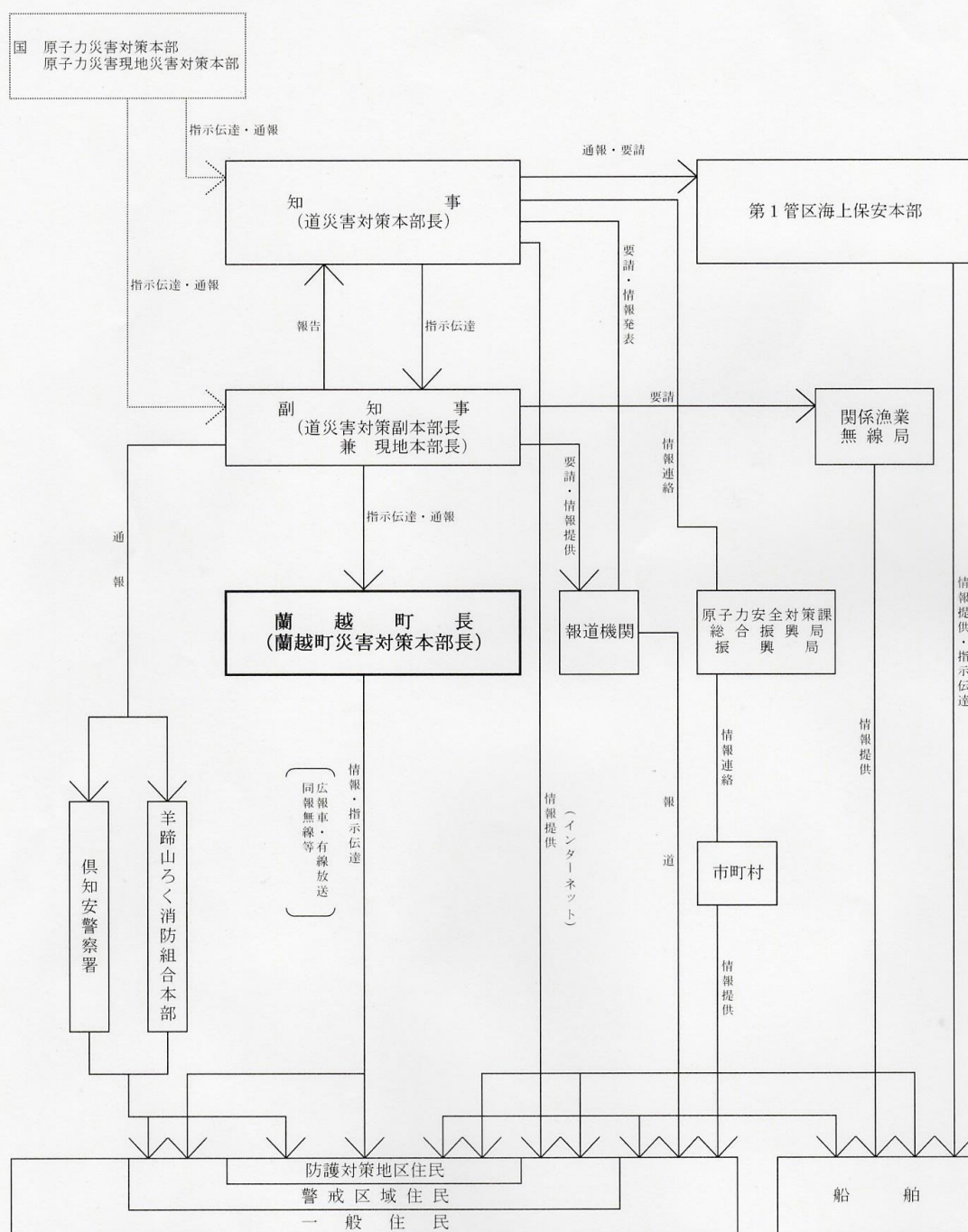
なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

住民等への広報については、次により実施する。

※蘭越町地域防災計画（原子力防災計画編）第3章第3節 図3－3－1（再掲）

図 3 - 3 - 1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

町が行う住民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 住民等の取るべき措置及び注意事項
- (6) その他必要と認める事項

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、原子力災害対策指針で定めたEALを踏まえ、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う際には、気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を踏まえるものとする。

区分	基準等
屋内退避準備 (EAL (SE))	施設敷地緊急事態に該当するに至った場合で、国又は道から指示のあった場合
屋内退避 (EAL (GE))	原子力災害緊急事態宣言が発出された場合（全面緊急事態）で、国又は道から指示のあった場合

第2節 屋内退避の指示等

(1) 屋内退避の指示等

ア 町長は、屋内退避を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに、協力を要請するものとする。

また、防護対策区域内の住民等に対しては、蘭越町行政通信システム、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて速やかに次の事項を指示するものとする。

(ア) 住民等は、原則として屋内にとどまること。

(イ) 外出者は、速やかに帰宅すること。

(ウ) 直ちに帰宅が困難な場合又は、自然災害等により家屋が損壊し、自宅での屋内退避が困難な場合は、最寄りの公共施設等に退避すること。

(エ) PAZ内の住民等の避難が円滑に実施されるよう配慮すること。

イ 町長は、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避に係る留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努めるものとする。

ウ 町長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報するとともに、防護対策区域内に立ち入らないよう指示し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

エ 町長は、町教育委員会等と連携し、園児・児童生徒を迅速かつ安全に屋内退避させるものとする。

オ 町長は、屋内退避施設等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の屋内退避施設等の利用について、道に調整を要請するものとする。

カ 町長は、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命優先の観点から、独自の判断で自然災害に対する避難の指示を行うことができるものとする。

※ 参考 知事からの屋内退避の指示又は通知の内容

(ア) 事故の概要

(イ) 原子力災害の現況と今後の予測

- (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置
- (エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域
- (オ) その他の必要な事項

(2) 屋内退避に関する住民等への指示事項

町長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- ア すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- イ すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。
- ウ できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまり、テレビ、ラジオ、広報車、緊急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。
- エ 食料品の容器にフタをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- オ 帰宅した人は顔や手を洗うこと。
- カ 電話による問い合わせを控えること。
- キ 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じ必要な物を用意すること。
- ク うわさや憶測に流されず、本部からの指示に従うこと。

(3) 屋内退避の解除がなされたときの措置

町長は、屋内退避を解除した場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

- ア テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による本部からの指示伝達に留意すること。
- イ 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。
- ウ 本部から直接又は町内会長等を通じて配布される被災地住民登録票（蘭越町原子力防災計画編資料編に記載）に必要事項を記載し、町長が指定する日時までに直接又は町内会長等を通じて町に提出すること。

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難又は一時移転（以下、「避難等」という。）のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

第2節 避難先等

（1）避難等の準備

町長は、原子力緊急事態宣言発出後又は国、道の指示等により、防護対策区域内における避難等の準備を行うものとする。

（2）避難等の指示等

ア 町長は、避難等を決定したときは、あらかじめ指定された旅館又はホテル等への受け入れの準備を依頼するとともに、避難所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受入体制に関する調整を図るものとする。

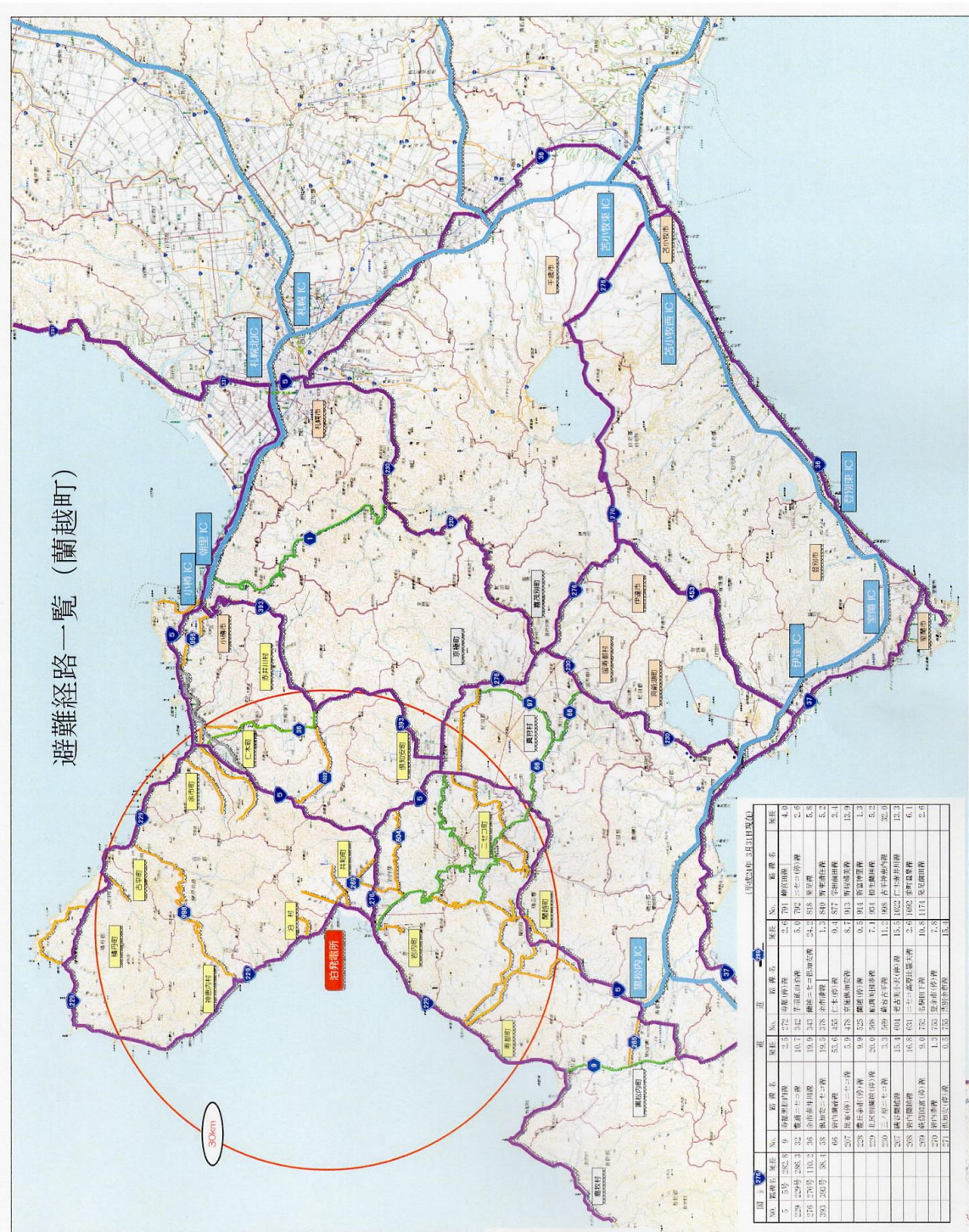
なお、旅館又はホテル等へ避難等をするまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難等が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に避難所の設置準備、避難者の受入準備を要請し、避難所責任者を速やかに派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の保護に当たらせるものとする。

事前に調整された広域避難先	札幌市大通周辺
広域避難先への避難ルート	国道5号線により黒松内JCTを 経由し札幌市へ ※「避難経路一覧」参照

※自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、基本避難経路及びその他避難経路を設定する。

※避難ルートについては、このほか、JRなど複数手段を検討

別添3 「避難経路一覧」



基本経路 国道5号→(道道66号→国道37号)→道央自動車道→札幌市

代替経路 国道5号→道道66号→国道230号→国道276号→国道453号
→札幌市

イ 町長は、避難等を決定したときは、防災関係機関にその内容を伝達するとともに協力を要請するものとする。また、防護対策区域内の住民等に対しては、広報車、緊急速報メール等の広報手段を用いて避難等を指示するものとする。

ウ 町長は、住民等に対する避難等の措置の実施について、次により行うものとする。

(ア) 避難等のための集合場所、避難所及び避難経路を決定すること。

(イ) 住民等に対し地区ごとのバス集合場所又は避難所に集合するよう指示すること。

(ロ) 本部の手配した車両又は自家用車等により住民等を避難所に移動すること。

エ 町長は、住民等に対し避難等を指示するときは、バス集合場所、避難所を指定し、職員等を派遣して避難者の保護に当たらせるものとする。この場合において、住民等の集合は原則として徒歩又は自家用車等によるものとし、自家用車等を使用する場合はあらかじめ定められたルールにより、本部からの指示に従って使用するものとする。また、避難等は職員、消防職（団）員又は警察官の誘導のもとに実施するものとする。

オ 町長は、避難等の措置を実施するに当たって、自力で避難等ができない傷病者等及び要配慮者の救出に特に留意するものとする。

カ 町長は、バス集合場所から避難所への住民等の移動については、移動が円滑に行われるよう、必要な車両等の確保に努める。

なお、必要な車両が確保できない場合には、道に車両等の支援要請を行い、道及び道の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて実施するものとする。

車両が不足した場合は、避難等を必要とする地区内の乗用自動車の所有者等の協力を受けるものとする。

キ 町長は、防護対策区域外の住民等に対しては、災害の現況等必要な情報を広報し、防護対策区域内に立ち入らないよう指示するとともに、指示があるまで自主的な避難等をしないよう徹底し、テレビ、ラジオ等からの情報にも留意するよう周知するものとする。

ク 町長は、避難地区内の住民等の避難等の確認を消防職（団）員及び警察官等と連携しながら行うものとする。

ケ 町長は、町教育委員会等と連携し、園児・児童生徒を迅速かつ安全に避難等させるものとする。

コ 町長は、医療機関の管理者と連携し、入院患者、外来患者、見舞客等を迅速かつ安全に避難または他の医療機関へ転院させるものとし、また、避難所での健康管理に十分配慮するものとする。

サ 町長は、社会福祉施設等の管理者と連携し、入所者、利用者を迅速かつ安全に避難等させるものとし、また、避難場所での健康管理に十分配慮するものとする。

シ 町長は、避難等の実施に当たり周囲の状況等により、避難等のための立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合は、北海道及び防災関係機関とともに屋内退避の検討を行う。

ただし、地震・津波・暴風雪時など自然災害との複合災害が発生した場合において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合には、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるものとする。

(3) 避難等に関する住民等への指示事項

町長は、避難等を実施するときは、住民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

ア 本部又は町内会長等の指示を確認してから行動すること。

イ マスク及び外衣を着用すること。

ウ 貴重品や着替用衣類その他各自の実情に応じて必要な物を持ち出すこと。

エ 電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止めること。

オ 消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。

カ 隣人にも避難等の指示を確認すること。

キ 自家用車等により避難等を実施する場合は、交通整理を行っている警察官等の指示に従うこと。

ク バス集合場所から避難所までは、本部が手配した車両等により移動すること。

ケ 避難等に際しては、避難経路上の指定する場所で必ず避難退域時検査を受けること。

(4) 避難誘導責任者のとるべき措置

ア 避難誘導責任者は、本部から避難等の指示があった場合は、バス集合場所等へ速やかに移動し、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難誘導責任者は、バス集合場所において、町内会長等の協力を得て、住民等の保護・確認を行い、町長が指示した車両等に乗車させるものとする。

ウ 避難等の誘導に当たっては、的確な指示及び誘導を行い、住民等の混乱の防止を図るものとする。

エ 避難は、要配慮者等及び児童生徒を優先的に避難等させるものとする。

オ 避難誘導責任者は、住民等に対して被災地住民登録票を配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

カ 避難誘導責任者は、次の事項を処理するものとする。

(ア) 避難を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。

(イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。

(ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、要配慮者等の要求の把握に努めること。

(エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。

(オ) バス集合場所等及び住民等の衛生の確保に努めること。

キ 住民等の避難等の誘導が終了した場合は、住民等と避難等をし、避難所において避難所責任者が実施する救護活動等に協力するものとする。

(5) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、避難所へ速やかに

移動し、避難所の施設管理者と受入体制に関する調整を図るとともに、住民等の保護・確認を実施できるよう、また、本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民登録票の授受及び記載事務並びに道等が実施する原子力災害医療活動等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ 避難所責任者は、被災地住民登録票を必要な住民等に対して配布し、災害発生後の行動等必要事項を記入するよう指示するものとする。この場合において、当該登録票は、医療措置、損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう併せて指示するものとする。

ウ 避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

- (ア) 避難等を行った地区名、世帯数、人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくこと。
- (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めること。
- (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めること。
- (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付すること。
- (オ) 避難所及び住民等の衛生の確保に努めること。

(6) 住民等の留意事項

ア バス集合場所・避難所において相互に扶助協力するとともに、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。

イ 道が必要に応じて実施する原子力災害医療活動及び健康調査等が迅速に処理できるよう協力するものとする。

ウ 被災地住民登録票の記載に当たって、避難誘導責任者又は避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載するものとする。

(7) 避難の解除がなされたときの措置

ア 避難所責任者は、本部長から避難等の解除の指示があった場合は、次に掲げる事項について住民等に指示するものとする。

(ア) テレビ、ラジオ等による災害の情報及び広報車、緊急速報メール等による本部からの指示伝達に留意すること。

(イ) 道が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

(ウ) 避難誘導責任者又は避難所責任者から配布された被災地住民登録票に必要事項を記載し、町長が指定する日時までに直接又は町内会長等を通じて町に提出すること。

イ 避難誘導責任者は、本部が手配するバス等により、避難等の要領に準じて住民等を当該地区の集合場所に輸送するとともに、必要に応じて要配慮者等の帰宅支援を行うものとする。

ウ 避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難所施設管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

別添 4

屋内退避施設・バス集合場所一覧表

	屋内退避施設・バス集合場所 (避難先：札幌市)	バス乗車 見込人数	対象地区
1	日出ふれあいセンター	101	日の出ヶ丘
			湯里温泉
			昆布温泉
			湯里団地
			日出
2	黄金地区共同利用集会所	98	黄金
			黄金団地
			黄金第2町内
3	昆布活性化センター	154	温泉通1
			温泉通2
			センターこんぶ
			温泉病院
4	昆布小学校	156	立川
			湯里
			学校通
			局通
			駅前通
			昆布高台
			昆布西
5	蘭越上地域振興センター	76	蘭越上
			緑ヶ丘第2団地
6	旧蘭越地区研修センター	39	蘭越17
7	豊国上地区地域研修センター	41	豊国上
			豊国東
8	豊国下集会所	20	豊国下
9	蘭越町克雪管理センター	59	旭台
			富岡1
			富岡2

	屋内退避施設・バス集合場所 (避難先：札幌市)	バス乗車 見込人数	対象地区
10	蘭越町総合体育館	399	蘭越東
			こぶし団地
			曙 1
			曙 2
			土現公宅
			ひまわり団地
			緑ヶ丘
			蘭越 1 7
11	蘭越町民センターらぶちゃんホール	26	蘭越 3
			蘭越 4
12	蘭越町山村開発センター	63	蘭越 1
			蘭越 2
			蘭越下
13	蘭越町保健福祉センター	63	蘭越 1
			蘭越 2
			蘭越下
14	蘭越町ふれあいプラザ 2 1	106	蘭越 1 2
			蘭越 1 3
			蘭越 1 4
15	蘭越小学校	92	蘭越 5
			蘭越 6
			蘭越 7
			蘭越 1 0
16	蘭越中学校	215	蘭越 8
			蘭越 9
			蘭越 1 5
			高校通
			蘭越上
17	法誓寺	202	大谷上
			一灯園
			愛星学園
			グループホームらんこし

	屋内退避施設・バス集合場所 (避難先：札幌市)	バス乗車 見込人数	対象地区
18	蘭越町農村研修センター	67	大谷
			大谷下
			大谷中
19	大谷団地集会所	44	大谷団地
20	淀川コミュニティセンター	37	淀川上
			淀川 1
			淀川 2
21	水上地区集会所	15	水上
22	蘭越町地場産業振興コミュニ ティセンター	31	吉国
23	旧三和小学校	47	上里 1
			冷水
			栄
			三和学校団地
24	三和へき地保健福祉館	38	三和上
			三和中
			三和下
25	三和一町内会会館	38	三和上
			三和中
			三和下
26	名駒地区生活改善センター	39	名駒上
			名駒下
			清水
			鮎川
27	旧名駒小学校	39	名駒上
			名駒下
			清水
			鮎川
28	旧御成小学校	15	御成 1
			御成 3
29	御成地区生活改善センター	15	御成 1
			御成 3

	屋内退避施設・バス集合場所 (避難先：札幌市)	バス乗車 見込人数	対象地区
30	共栄農事組合研修センター	25	共栄
31	蘭越町港直売センター	33	港
32	港分団消防会館	33	港
33	介護予防拠点センターみなと	33	港
34	初田地区集会所	41	初田
35	目名地区生活改善センター	38	讃岐
			三笠
			慶寿
36	旧目名小学校	171	目名北
			目名上通
			目名本通
			目名東通
			目名南通
			相生
			相生 1
			相生 2
			相生 3
			相生東
			賀老
37	田下地区集会所	49	貝川
			田下 1
			田下 2
	合計	2,758 人	

※バス乗車見込人数については、地区人口に対し 13.7%で算出。

第3節 要配慮者等への対応

(1) 学校の児童・生徒、保育所の幼児

学校の児童・生徒、保育所の幼児の在学時において災害が発生した場合は、原則下校させるものとする。

ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

(2) 診療所の入院患者、社会福祉施設の入所者

バス等による避難等が可能な診療所の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設等において、屋内退避を行うものとする。

(3) 在宅要介護高齢者・障害者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、屋内退避施設等において、屋内退避を行うものとする。

(4) 外国人

泊発電所における事故概要や避難等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第4節 一時滞在者への対応

施設敷地緊急事態（S E）時において、観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めることとし、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設等への避難を促すものとする。

この場合において、外国人観光客に対しては、多言語による情報伝達を行うなどの配慮を行う。

第5節 早期避難が困難な要配慮者の屋内退避

(1) 町長は、避難等の指示があつた区域内の住民うち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により、早期に避難等が困難な住民で健康上の理由等から避難等よりも一旦、屋内退避を優先することが必要な場合にあつては、当該住民に対して屋内退避を指示するものとする。

(2) 知事は、関係町村長が(1)の屋内退避を指示した場合は、北海道警察本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長、第一管区海上保安本部長、公共輸送機関の長、陸上自衛隊北部方面総監その他

の防災関係機関の長に対し、当該屋内退避を円滑に行うため、協力を要請することとしている。

- (3) 関係町村及び道は、前記アの屋内退避にあたって医薬品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護に留意するとともに、必用に応じて職員を派遣し、住民の保護にあたらせるものとする。
- (4) 関係町村及び道は、国と協議のうえ前記（１）の屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に住民の健康に十分に配慮しつつ、順次、避難等を行うものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

道は、原子力緊急事態が発出され、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からのP A Z内の住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、避難住民等の放射線防護のため、避難対象区域を含む町村長と連携し、別途定める手続によって、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布並びに服用指示を行うこととしている。

また、U P Z内の住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示があった場合、道は、避難等又は屋内退避等の対象区域を含む町村長と連携し、住民等に対し別途定める手続によって、安定ヨウ素剤を配布並びに服用の指示を行うこととしている。

町長は、指針を踏まえ、国や知事の指示がある場合は当該指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、放射線防護のため安定ヨウ素剤を配布並びに服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合は、原則として医師の指示の関与の下で速やかな配布並びに服用を指示するとともに、副作用等への対処態勢を確保するものとする。

第8章 飲食物の摂取制限

町長は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

傷病者等に対応する原子力災害医療協力機関である岩内協会病院、倶知安厚生病院、余市協会病院、小樽市立病院、黒松内町国保くろまつないブナの森診療所、伊達赤十字病院、旭川医科大学病院、北海道がんセンター、北海道医療センターは、緊急時において、汚染、被ばくの有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病者への対応（避難指示を受け、避難所等に避難する住民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、必要に応じて、住民等一般傷病者に対する救急医療について、羊蹄山ろく消防組合と連携して対応するものとする。

蘭越町原子力災害退避等措置計画

発 行：平成 2 5 年 3 月
修 正：平成 2 5 年 9 月
修 正：平成 2 7 年 3 月
修 正：平成 3 1 年 3 月

発行人
蘭越町防災会議

(事務局)
総務課企画防災対策室まちづくり推進係
電 話：0136-57-5111
F A X：0136-57-5112